

令和3年 第4回議会運営委員会

【日時】令和3年3月9日(火)午前9時

【場所】第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 中日追加議案について

執行機関側提出議案 2件

一般案件 2件

資料 No. 1

(2) 追加議案の取り扱いについて

資料 No. 2

(3) 一般質問の日程等について

資料 No. 3

(4) 最終日の日程等について

議案に対する意思表示等の方法について

反対・賛成の討論、反対・賛成の意思表示又は修正の動議

3月17日(水)午後5時まで

*** ここから、議会の自律的運営事項 ***

(5) 令和2年度議会報告・意見交換会のまとめについて

資料 No. 4

(6) 令和3年度議会報告・意見交換会の開催方針について

資料 No. 5

(7) 議案に対する質疑等について

資料 No. 6

(8) 議長記者会見について

3月22日(月)午前10時 第2委員会室

4 その他

次回委員会：3月19日(金)閉会日 午前9時開会 第1委員会室

5 閉会

令和3年飯田市議会第1回定例会まとめ（3月10日提出分）

総括	
報告案件	件
人事案件	件
条例案件	件
一般案件	2件
予算案件	件

R3.3.9 議会運営委員会
資料 No.1

計 2件

案件の概要

- 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市天龍峡温泉交流館）
【一般社団法人天龍峡ひとつなを飯田市天龍峡温泉交流館の指定管理者として、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第46号 市道路線の認定について
【座光寺284号線 1路線】
-

令和3年飯田市議会第1回定例会
付託議案一覧表（追加分）

3月10日上程分

【一括付託分】

◎ 産業建設委員会付託議案 (2件)	
議案第45号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市天龍峡温泉交流館）
議案第46号	市道路線の認定について

令和3年飯田市議会第1回定例会 一般質問(案)

番号	質問者	実施日	実施時間			持ち時間(分)	備考
1	福沢 清	3月9日	10:00	～	10:40	40	
2	岡田 倫英		10:40	～	11:20	40	
3	新井 信一郎		11:20	～	12:00	40	
休憩 (60分)							
4	古川 仁		13:00	～	13:40	40	
5	福澤 克憲		13:40	～	14:20	40	
6	村松 まり子		14:20	～	15:00	40	
休憩 (15分)							
7	熊谷 泰人		15:15	～	15:55	40	
8	永井 一英	15:55		16:35	40		
9	木下 徳康	16:35	～	17:15	40		
10	湊 猛	3月10日	10:00	～	10:30	30	
11	後藤 荘一		10:30	～	11:10	40	
12	塚平 一成		11:10	～	11:50	40	
休憩 (70分)							
13	木下 克志		13:00	～	13:40	40	
14	小林 真一		13:40	～	14:20	40	
15	清水 勇		14:20	～	15:00	40	
休憩 (15分)							
16	木下 容子	15:15	～	15:55	40	※取りやめ	
					合計	590	

令和3年飯田市議会第1回定例会

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
3			議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
	9	火	午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 議席の変更 日程第3 会議録署名議員指名 日程第4 一般質問 延 会	
	10	水	午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 追加議案（2件） 委員会付託議案 議案第45号及び議案第46号 説明、質疑及び委員会付託 散 会	
	11	木	委員会予備日 社会文教委員会 産業建設委員会	午前10時 第2委員会室 午前10時 第1委員会室
	12	金		
	13	土		
	14	日		
	15	月		
	16	火		
	17	水	予算決算委員会（後期全体会）	午後1時30分 議場
	18	木		

		議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
19	金	<p>午前10時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 議席の変更</p> <p>日程第3 会議録署名議員指名</p> <p>日程第4 委員長報告</p> <p>日程第5 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案 (あれば)</p> <p>ア 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第6 請願、陳情上程 (あれば) 委員会付託</p> <p>日程第7 所管事務調査の報告</p> <p>日程第8 議員派遣</p> <p>閉 会</p>		

令和2年度議会報告・意見交換会のまとめについて（案）

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、まちづくり委員会の皆様のご協力を得て、参加者数の制限と事前把握、分科会のみで開催、時間の短縮、検温とアルコール消毒の徹底などを行って開催しました。

その結果、参加者は420人と昨年度比43%減となりましたが、無事開催することができました。あらためて感謝申し上げます。

分科会において議員が記録したご意見等と、ご参加いただいた方が記入したアンケートにおけるご意見等の合計524件を確認しました。

その後、関係する所管の委員会へ振り分けをするとともに、各委員会にて取り扱いについて検討し、以下のように整理を行いました。

1 市民の皆様からいただいたご意見等への対応について

令和2年度議会報告・意見交換会の分科会及びアンケートで寄せられたご意見等の総数	524
早急に回答を要すると判断し、執行機関への聞き取り、所管する委員会での協議などを経て、令和2年12月末までに中間報告をさせていただいた件数	62
ご意見ご要望としてお聞きし、今後の参考とさせていただくと判断し、令和2年12月末までに中間報告をさせていただいた件数	84
委員会の所管事務調査として扱う、あるいは委員会の調査研究に生かすとした件数	37
予算審査などにおいて所管部署への質疑などに生かしていくとした件数	16
その他、市へ申し送るなどとした件数	325

2 令和2年12月時点での中間報告

各地区のまちづくり委員会に対し、12月25日付けで、令和2年度議会報告・意見交換会の実施結果、早めに回答を要すると判断したご意見等、執行機関への聞き取り内容、予算に関する提言書などの各分科会からの特記事項について報告いたしました。また、市議会ホームページ、議会だよりなどでも報告内容を速やかに公表いたしました。

3 令和3年3月時点での年度末報告

分科会の意見交換に参加いただいた皆様からのご意見、アンケートでのご意見などをふまえ、分科会を担当した市議会常任委員会及び特別委員会において所管事務調査として進めるとともに、3月の市議会第1回定例会において、令和3年度当初予算案の審査にも活用させていただきました。

各常任委員会の所管事務調査は、3月19日の本会議で報告し、内容は市議会ホームページでもご覧いただけます。

4 市議会からの政策提案

市議会常任委員会及び特別委員会では、「議会報告・意見交換会を起点とした政策サイクルの構築」を進める過程で、議会報告・意見交換会を起点として設定した研究テーマ沿った調査活動及び議論を行い、その結果を所管事務調査報告書としてまとめています。

議会報告・意見交換会の分科会での意見交換にご参加いただいた皆様からのご意見、アンケートでのご意見などもふまえた上で、上記の所管事務調査報告書に基づいた政策提案を行う予定ですのであわせてご承知おきください。

令和3年度 飯田市議会報告・意見交換会 開催方針（案）

1 目的

飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告・意見交換会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。

2 主催／共催 飯田市議会／各地区まちづくり委員会

3 開催時期 令和3年10月5日(火)、10月6日(水)、7日(木)、8日(金)、12日(火)、13日(水)、14日(木)

4 対象者 飯田市民

5 開催方法

(1) ブロックでの開催

ア 地域性を考慮した7ブロックの開催とし、会場については、ブロック内の地区の持ち回りを基本とし、会場の収容人数及びブロック内の位置を考慮して設定する。

イ 開催日程

ブロック	遠山	中部	西部	北部	南部	竜東	飯田5地区
地区	上村 南信濃	松尾 鼎	山本 伊賀良	座光寺 上郷	竜丘・川路 三穂	下久堅 上久堅 千代・龍江	橋北・橋南 羽場・丸山 東野
開催日	10/5 (火)	10/6 (水)	10/7 (木)	10/8 (金)	10/12(火)	10/13(水)	10/14(木)
場所	上村コ ミュニ ティ センタ ー	鼎公民館	伊賀良 公民館	上郷 公民館	竜丘 公民館	下久堅 公民館	市役所

* 各会場とも限られた駐車場スペースなので、乗り合わせなどの協力をいただく。

(2) 会議形式

全体会で開催する内容を分科会で行い、常任委員会単位で分科会のみを開催する。

6 内容

分科会（新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないため、令和2年度の構成を採用し、状況によっては全体会を開催することも検討する。）

(1) 「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。

(2) 「委員会活動報告」では、前年度の議会報告・意見交換会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。

(3) 「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。

(4) 分科会の資料は、委員会活動、調査研究報告を簿冊にして分科会単位で配布する。市議会ホームページに掲載し、事前に入手できるようにする。

7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは予算・決算の審査対象とするものとその他のものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に応えていく。

8 その他

(1) 広く市民に参加してもらえるように、まちづくり委員会以外の各種団体等や市民への周知方法を工夫する。

(2) 分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、意見交換会のテーマについては、事前に市議会ホームページに資料を掲載し、市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。

(3) 出席者アンケートにおいても意見を寄せてもらい、以後の取組につなげる。

(4) 議会報告・意見交換会で出された意見及びアンケート結果の集約後は、速やかに情報公開していく。

議案に対する質疑等について留意すべき事項（案）

議会運営委員会正副委員長案

1 経緯

2月17日に開催した議会運営委員会において、委員から「議会における質疑等について、直近の会議で話題となった。議会が見える形でより適切な方向への取り組みを行うべき。」との発言があった。これを受け、議会の質疑等に関する課題を整理し、議会運営委員会の正副委員長案を示すこととなった。

2 取組の内容

以下の事項を全議員が改めて確認し、今後の議会活動において留意するとともに、定期的な確認を行う。また、より良い議会のあり方を更に追求することとし、改選後の新議員に対しても、説明を行う。

- (1) 議員は、自己の信条に基づく自由な発言を保障されるが、その発言は会議のルールに従った節度あるものとする。
- (2) 議員は、自己の発言に責任を持たなければならない。特に議会における発言は、質疑、討論、採決態度等にわたって整合性を持つ必要がある。
- (3) 議会における議員の発言は、①簡単明瞭、②議題外にわたらない、③範囲を超えない、に留意する。
- (4) 議員は、質疑と質問を区別しなければならない。議案に対する質疑においては、議題となっている議案に対する疑問点を質すことに注力し、自己の意見の表明や要望の場としない。
- (5) 委員会付託を行う議案に対する質疑は、本会議では総括的な質疑に留め、詳細な個別質疑は、委員会で行うものとする。
- (6) 質疑や質問の通告書には、予定する質疑や質問の項目と要旨が明確になるよう記載し、二回目以降の質疑や質問において、新たな項目を追加しない。

3 参考

○「飯田市議会会議規則」より

（発言内容の制限）

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

○「議員必携」より

(1) 発言の自由と責任

議会は、“言論の府”といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題は、すべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障している。会議原則の基本的なものとして「発言自由の原則」が挙げられるのもそのためである。(略)

しかし、発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるというものではない。おのずから節度のある発言でなければならない。(略)議会は多数の議員から構成される合議体であり、議長がその会議を主宰しているわけであるから、一定の会議の進行に従った発言が行われなければならない。民主主義を基盤とする議会においては、このように秩序を重んじなければならないことは当然であり、おのずから会議のルールに従った節度ある発言が要求されるわけである。

それと同時に発言者は、自己の発言に責任を持つことが要求される。議会での議員の発言は、いかなる思想、信条に立つものであろうと自由であることは前に述べたとおりであるが、発言の内容によっては自己の政治的、道義的責任を問われることもあり、更に法令や会議規則に違反した発言は懲罰の対象となることもある。

(2) 発言

ア 簡単明瞭にする

会議における発言は、なるべく簡単明瞭、しかも要領よくなされなければならない。

イ 議題外にわたらない

発言の内容が議題外にわたってはならない。ある議案の審議中に、それとは全く関連のない事項について質疑をしたり、討論をしたりすることがあっては、議事が混乱し、審議能率が低下するからである。

ウ 範囲を超えない

議案の審議は、一定の段階に従って行われる。発言もこの段階に応じ、質疑中には質疑を行い、討論その他にわたる発言をしてはならない。

(3) 質疑とは

質疑は、議題に供された事件について疑義をたずものと、執行機関の所信表明、報告などに対する質疑とがあるが、ここでは、本会議の議題に供された事件に対する質疑に限定して述べることにする。(略)

質疑は、議題になっている事件に対して行われるものであるから、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものでなければならない。また、自己の意見を述べることができない。この場合の意見とは、討論の段階で述べるような賛成、反対の意見であって、自己の見解を述べないと質疑の意味をなさないようなものについてまで禁止しているものではない。(略)

討論は、その事件に対する賛否の意見の表明にとどまり、しかも、反覆して論争を展開することができないものである。したがって、質疑の段階でその議案の目的、内容を十分ただし、その上で、自分の賛否の意見を決めなければならない。このように質疑は、審議にあたって最も重要な段階であるので、あらゆる角度からの十分な質疑が尽くされるように努めるべきである。

委員会に付託して審査する場合は、説明の後に、その議案に対する総括的な質疑を行い、詳細な個別質疑は委員会で行うことになる。

(4) 質疑の方法

標準町村議会会議規則は、「同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない」として、発言回数を制限している。制限している理由は、重要な事件は委員会に付託され、委員会で十分な審査が尽くされるという前提に立って、特定の議員に自由に、納得のいくまで無制限に質疑をさせては、他の議員の発言に影響を及ぼすだけでなく、会議の能率的な進行を妨げることにもなるので、これを防止するためである。

この規定による具体的な質疑の仕方は、質疑者が議題について数項目の質疑事項を取り上げ、一括質疑をし(一回目)、答弁を聞き、その答弁のうちの何点かに理解できないものがあつた場合、それらについて再質疑(二回目)をする。再質疑に対する答弁がさらに要領を得ず納得できない場合三回目の質疑をする。(略)